

平成 30 年度 茨木市総合交通戦略協議会 次第

日時：平成 30 年 8 月 28 日（火）午後 3 時

場所：市役所南館 8 階 中会議室

1 開会

2 会長及び副会長の選出について

3 会議の公開及び会議録の公開について

4 議事

（1）交通施策の進捗と評価指標の状況確認について

（2）その他

配布資料

資料 1 配席図

資料 2 委員名簿

資料 3 茨木市総合交通戦略協議会規則

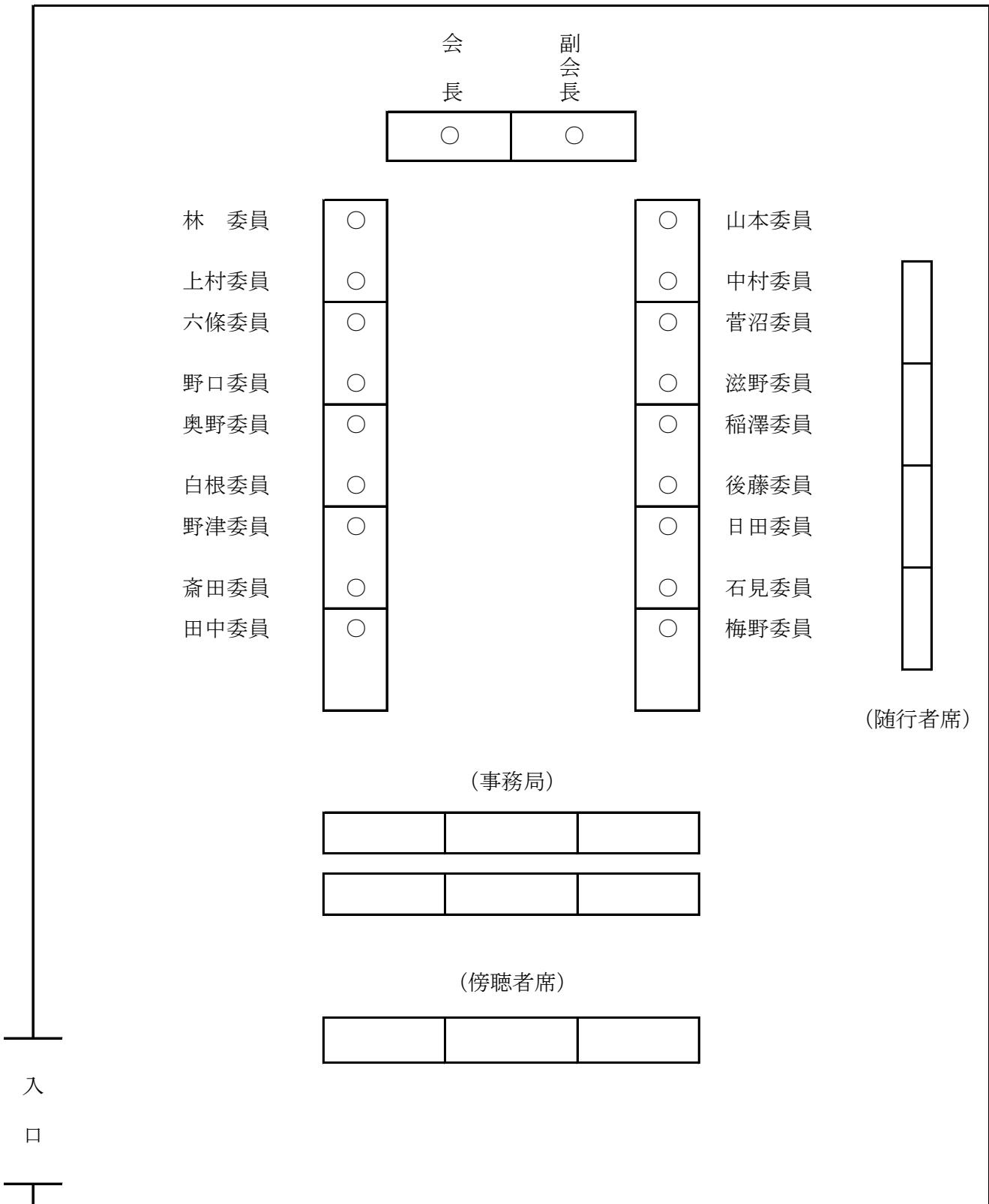
資料 4 茨木市附属機関設置条例

資料 5 茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

資料 6 説明資料

平成30年度 茨木市総合交通戦略協議会 配席図

平成30年8月28日（火）
市役所南館8階 中会議室
(敬称略)



資料 2

茨木市総合交通戦略協議会 委員名簿

構成員区分	所属等・職名	氏名（敬称略）
学識経験者	立命館大学理學部 特任教授	塚口 博司
	富山大学都市デザイン学部都市・交通デザイン学科 准教授	猪井 博登
市民		林 高
		上村 智子
福祉に関する団体	茨木市身体障害者福祉協会	六條 友聰
公共交通事業者及びその運転者で構成された団体	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社 地域共生室長	野口 明
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 交通プロジェクト推進部長	奥野 雅弘
	大阪高速鉄道株式会社 運輸部次長	白根 忠
	阪急バス株式会社 自動車事業部長	野津 俊明
	近鉄バス株式会社 専務取締役	斎田 稔
	京阪バス株式会社 取締役 経営企画室 代表部長	田中 弥
	一般社団法人 大阪タクシー協会 (株式会社国際興業大阪 代表取締役社長)	山本 康夫
	大阪府民の交通環境を良くする行動 北摂地区実行委員会 茨木地区代表	中村 賢弥
関係行政機関の職員	国土交通省近畿地方整備局 建政部 都市整備課 課長補佐	菅沼 幸江
	国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 地域調整課長	滋野 勝稔
	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官	稻澤 文啓
	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 首席運輸企画専門官	後藤 孝行
	大阪府 都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事	日田 哲也
	大阪府茨木土木事務所 維持保全課長	石見 正和
	大阪府茨木警察署交通課 交通課長 警視	梅野 勝

○茨木市総合交通戦略協議会規則

平成25年3月29日

茨木市規則第71号

改正 平成25年6月7日規則第84号

平成30年3月27日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市総合交通戦略協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 公共交通事業者及びその事業用自動車の運転者で構成された団体から推薦された者

(4) 福祉関係団体から推薦された者

(5) 公共交通に関わる特定非営利活動法人から推薦された者

(6) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 特別の事項に関する調査又は協議の必要が生じたときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会における調査又は協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(代理出席)

第8条 第3条第2項第3号及び第6号に掲げる委員が事故その他やむを得ない理由により協議会又は部会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員を代理する者が協議会又は部会の会議に出席し、協議に加わることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び部会の庶務は、建設部において処理する。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第16号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○茨木市附属機関設置条例

平成25年3月13日

茨木市条例第5号

改正 平成25年9月10日条例第35号

平成25年9月27日条例第37号

平成26年3月12日条例第1号

平成26年9月8日条例第17号

平成27年3月10日条例第10号

平成28年3月7日条例第13号

平成28年6月15日条例第19号

平成29年3月10日条例第5号

平成29年6月9日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(茨木市総合計画審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 茨木市総合計画審議会設置条例（昭和45年茨木市条例第19号）

(2) 茨木市特別職報酬等審議会条例（昭和39年茨木市条例第55号）

(3) 茨木市住居表示審議会設置条例（平成14年茨木市条例第5号）

(4) 茨木市児童福祉審議会条例（平成23年茨木市条例第7号）

(5) 茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例（平成22年茨木市条例第41号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の前項各号に掲げる条例の規定により設置された附属機関の委員である者は、この条例の規定により設置された相当の附属機関の委員となり、同一性をもって存続するものとし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

（茨木市総合計画策定条例の一部改正）

4 茨木市総合計画策定条例（平成24年茨木市条例第32号）の一部を次のように改正する。
第4条中「茨木市総合計画審議会設置条例（昭和45年茨木市条例第19号）第1条」を「茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条」に改める。

（茨木市駐車場条例の一部改正）

5 茨木市駐車場条例（昭和45年茨木市条例第44号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立子育て支援総合センター条例の一部改正）

6 茨木市立子育て支援総合センター条例（平成21年茨木市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立老人福祉センター条例の一部改正）

7 茨木市立老人福祉センター条例（昭和48年茨木市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理

者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立老人デイサービスセンター条例の一部改正)

- 8 茨木市立老人デイサービスセンター条例(平成20年茨木市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立障害者就労支援センター条例の一部改正)

- 9 茨木市立障害者就労支援センター条例(平成24年茨木市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立障害者生活支援センター条例の一部改正)

- 10 茨木市立障害者生活支援センター条例(平成24年茨木市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立障害福祉センター条例の一部改正)

- 11 茨木市立障害福祉センター条例(平成8年茨木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関

設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市市民会館条例の一部改正）

12 茨木市市民会館条例（昭和43年茨木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市福祉文化会館条例の一部改正）

13 茨木市福祉文化会館条例（昭和55年茨木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市市民総合センター条例の一部改正）

14 茨木市市民総合センター条例（平成元年茨木市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正）

15 茨木市立コミュニティセンター条例（平成5年茨木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理

者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市市民活動センター条例の一部改正)

- 16 茨木市市民活動センター条例（平成19年茨木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市保健医療センター条例の一部改正)

- 17 茨木市保健医療センター条例（昭和52年茨木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市こども健康センター条例の一部改正)

- 18 茨木市こども健康センター条例（平成23年茨木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市里山センター条例の一部改正)

- 19 茨木市里山センター条例（平成19年茨木市条例第15号）の一部を次のように改正する。
- 第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理

者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立市民プール条例の一部改正)

- 20 茨木市立市民プール条例（平成18年茨木市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市立市民体育館条例の一部改正)

- 21 茨木市立市民体育館条例（平成20年茨木市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正)

- 22 茨木市忍頂寺スポーツ公園条例（平成19年茨木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則（平成25年条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 2 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

介護保険苦情調整委員会委員	〃 9,000
---------------	---------

」を「

介護保険苦情調整委員会委員	〃 9,000
新型インフルエンザ等対策審議会委員	〃 9,000

」に改める。

附 則（同年条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。次項において「整備法」という。）の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行前に準備行為として茨木市児童福祉審議会が行った整備法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定によりその権限に属するものとされた事項の調査審議に関する事務は、この条例による改正後の茨木市附属機関設置条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成27年条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第19号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第17号）

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市職員採用試験委員会	職員の採用に係る試験（選考を含む。）の実施、受験資格、合否判定の基準その他試験（選考を含む。）に関する事項についての審議に関する事務
茨木市特別職報酬等審議会	議員の議員報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料の額についての審議に関する事務
茨木市総合計画審議会	総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市建設事業評価委員会	市が国庫補助を得て実施する建設事業に関する評価についての調査審議に関する事務
茨木市指定管理者候補者選定委員会	公の施設の指定管理者候補者の選定、選定方法その他選定に関する事項及びその業務の実施状況等に関する評価についての審査審議に関する事務
茨木市市民会館跡地活用検討委員会	茨木市市民会館跡地の活用に関する事項についての審議に関する事務
茨木市使用料、補助金等審議会	使用料、補助金等の適正化に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市公の施設使用料免除団体審査会	公の施設使用料の免除団体の審査その他公の施設使用料の免除に関する事項についての審議に関する事務
茨木市総合建物等管理業務委託に係る総合評価一般競争入札評価委員会	管理業務委託に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に関し、同条第4項の規定による落札者決定基準及び同条第5項の規定による落札者の決定についての評価に関する事務
茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会	提案公募型公益活動支援事業補助金の対象となる事業の選考及び実績報告についての評価に関する事務その他選考に関し必要な事務
茨木市ギャラリー運営委員会	茨木市立ギャラリー、茨木市福祉文化会館ギャラリー、茨木市民総合センターギャラリー及び茨木市立川端康成文学館ギャラリーに係る展示計画及び出展作品についての審査に関する事務

茨木市文化振興施策推進委員会	文化振興に係る計画の策定、推進及び見直しに関する事項、文化芸術施設に係る基本構想の策定及び推進に関する事項その他文化振興に関する事項についての審議に関する事務
茨木市男女共同参画推進審議会	男女共同参画社会づくりの推進に係る総合的な計画の策定及び計画の推進状況についての審議に関する事務
茨木市総合保健福祉審議会	保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市社会福祉法人設立認可及び施設整備審査委員会	社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設の整備及び社会福祉法人に対する行政処分に関する事項についての審査に関する事務
茨木市障害者地域自立支援協議会	地域の現状・課題等の情報共有と情報発信、市からの委託を受けた相談支援事業者に対する運営評価等、困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発及び改善、地域のネットワークづくりその他障害者の地域における自立支援に関する事項についての協議に関する事務
茨木市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の要否の判定、老人ホーム入所者の入所継続の要否の判定及び老人ホームへの入所を要しないとした者に対する高齢者サービスの利用等についての審議に関する事務
茨木市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び公正・中立性の確保並びに地域密着型（介護予防）サービスの指定基準並びに同サービス事業者の指定及び適正な運営についての審議に関する事務
茨木市新型インフルエンザ等対策審議会	新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
茨木市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定に基づく予防接種による健康被害についての調査審議に関する事務
茨木市がん検診精度管理委員会	市が実施するがん検診の精度管理及び事業評価についての調査審議に関する事務
茨木市認知症初期集中支援	認知症の人及びその家族に対する初期の支援等を実施する認知

チーム検討委員会	症初期集中支援チームの設置及び活動状況についての調査審議に関する事務
茨木市児童福祉審議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項の規定によりその権限に属するものとされた事項、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条及び第11条第3項の規定により市が処理することとなる事務に関し必要な事項並びに茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第24号）第4条第1項及び茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第29号）第4条第1項の規定によりその権限に属するものとされた事項の調査審議に関する事務
茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等並びに学童保育室利用料に関する事項についての審議に関する事務
茨木市立保育所民営化検討委員会	市立保育所の民営化に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会	市立保育所の社会福祉法人への移管に係る選考、選考基準その他選考に関する事項についての審議に関する事務
茨木市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により市が述べる意見、同法第9条第1項の規定による勧告その他同法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項についての審議に関する事務
茨木市産業振興アクションプラン推進委員会	産業振興アクションプランの策定、推進に関する事項その他産業振興に関する事項についての審議に関する事務
茨木市住居表示審議会	住居表示に関する事項についての調査審議に関する事務
茨木市中心市街地活性化推進委員会	中心市街地活性化の推進に必要な事項についての協議に関する事務
茨木市総合交通戦略協議会	総合交通戦略に係る計画の策定並びに策定後の計画に基づく事業の点検、評価及び見直しについての協議に関する事務

茨木市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） 第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項についての協議に関する事務
茨木市居住施策推進委員会	居住施策に係る計画の策定、推進及び見直しに関する事項についての協議に関する事務
茨木市バリアフリー基本構想協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想の策定及び見直しについての協議並びに基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務
茨木市自転車利用環境整備計画協議会	自転車利用環境整備計画の策定並びに策定後の計画に基づく事業の点検、評価及び見直しについての協議に関する事務
茨木市みどりの施策推進委員会	みどりの施策の推進に関する基本計画の策定及び見直しその他 みどりの施策の推進に関する事項についての審議に関する事務
茨木市水道・下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業の経営問題その他水道事業及び下水道事業の健全な発展に関する事項についての審議に関する事務

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
茨木市学校保健結核対策委員会	市立小学校及び中学校における結核検診の実施状況及び結果、結核精密検査対象児童生徒の管理方針、患者発生時に関係機関に協力して行う対策及び地域と連携した市立小学校及び中学校の結核管理方針の検討についての審議に関する事務
茨木市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	義務教育諸学校の教科用図書選定についての調査審議に関する事務

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる会議)

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

ア個人に関する情報（条例第7条第1号）

イ法人等に関する情報（条例第7条第2号）

ウ任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）

エ公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）

オ審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）

カ事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）

キ法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。

3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するよう努めるものとする。

5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を傍聴者が閲覧できるようにするものとする。

6 審議会等の長は、傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。

7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。

3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 傍聴定員

(6) 傍聴手続の方法

(7) 一時保育に関する事項

(8) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルームへの設置等の方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この指針は、平成22年4月1日から実施する。__